

2009.4



平成20年度職場体験学習1
(インターンシップ)
宮崎工業高等学校2年生



 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

受入企業：神崎建設工業・志多組・松原工務店・野田建設JV
マスジユウ・松本・平田・吉田建設JV・三舟建設
山春工務店・坂下組・丸宮建設・吉原建設・増田工務店

No. 414

目 次

◇平成21年4月行事予定	1
◇平成21年5月上旬行事予定	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第12回常務理事会並びに県土整備部との意見交換会を開催!	3
2. 県議会(自由民主党)と県協会常務理事会との意見交換会を開催!	5
3. 九州地方整備局と県協会常務理事会との意見交換会を開催!	5
4. 鹿児島営繕事務所と県協会建築委員会との意見交換会を開催!	5
5. 建設工事受注動態統計調査(平成21年度調査)への協力依頼について	6
6. 九州地方整備局HP『いきいき現場づくり』のコーナー開設について	9
7. 石綿障害予防規則及び石綿使用建築物等 解体等業務特別教育規程の改正について	10
8. 「C I I C経営状況分析電子申請」について	12
9. 労働保険徴収法第8条第1項に規定する 元請負人に係る取扱い等について	14
◇雇用改善コーナー	
1. 次世代育成支援対策推進法が改正されました!	15
2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	16
3. 建設教育訓練助成金のご案内	18
◇宮崎県ダンプカー協会	
1. 平成21年春の全国交通安全運動	20
◇技 士 会	
1. 1級・2級学科試験受験準備講習会のご案内	22
2. 平成21年度1・2級土木施工管理 技術検定試験の「願書受付」について	23
3. 平成21年度『監理技術者の講習会』の日程について	23
4. 平成21年度建設業従事者の研修会について	24
◇建 退 共	
1. 建退共手続きについて(よくある質問等)	25
2. 建退共宮崎県支部取扱状況(2月分)	26
◇厚生年金基金	
1. 事業概況(2月分)	26
◇建 災 防	
1. 足場関係の労働安全衛生規則改正について	27
2. 石綿障害予防規則改正について	27
3. 死亡者数の過去最少記録の樹立について!	28
4. 当面の各種技能講習等の開催予定について	28
◇火薬協会	
1. 火薬関係の資格試験日程について	30
2. 受験対策講習会の開催について	30
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向(2月分)	31
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成21年度前期技能検定受検案内	32
2. 技能五輪宮崎県大会案内	33

平成21年4月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水			
2	木	県協会 臨時常務理事会	安全管理担当者（建築）のための リスクアセスメント教育（宮崎）	
3	金	技士会 技術委員会	小型車両系建設機械特別教育 （4日まで清武）	
4	土			
5	㊤			
6	月			
7	火			
8	水	九州建設業協会 会長会議、専務 理事会議（福岡）		
9	木			
10	金	振興基金平成21年度建設業経理検 定実施計画説明会（東京） 平成21年度県立産業技術専門校入 校式（西都）	高所作業車運転技能講習 （12日まで清武）	
11	土			
12	㊤			
13	月			
14	火		足場の組立て等作業主任者技能講 習（15日まで木花）	
15	水	県協会常務理事会	建災防理事会 基金九州地区総合厚生年金基金協 議会第16回定例総会（福岡）	火薬理事会
16	木		建退共事務担当者会議（東京） 基金納入告知書発送 車両系建設機械運転技能講習 （18日まで清武）	
17	金	串間市協会総会		
18	土			
19	㊤			
20	月	建設会館、政治連盟監査	建退共、建災防監査 基金企業年金宮崎部会総会	
21	火		建災防本部事務局長会議（東京） 職長・安全衛生責任者教育 （22日まで木花）	
22	水	1級土木施工管理試験準備講習会 （24日まで） 都城協会総会		全国建設業協同組合連合会役員会 （東京）
23	木		型枠支保工の組立て等作業主任者 技能講習（24日まで延岡）	
24	金	宮崎、日南、西都、高鍋、日向協 会総会	基金企業年金連合会九州地方協議会 平成21年度第1回事務職員研修会 （佐賀）	
25	土			
26	㊤			
27	月	延岡、高千穂協会総会		
28	火	小林、東諸協会総会	振動工具（チェーンソー除く）取 扱作業従事者教育（木花）	
29	水	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	木			保証会社取締役会・参与会・監査 役会（大阪）

平成21年5月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金			
2	土			
3	㊦	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	月	みどりの日	みどりの日	みどりの日
5	火	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	水	振替休日	振替休日	振替休日
7	木			
8	金	県協会総務委員会		
9	土			
10	㊦			
11	月			
12	火	県協会常務理事会、理事会 県ダンプカー協会理事会 土木施行管理技士会理事会	建災防通常代議員会 地山の掘削及び土止め支保工作業 主任者技能講習（14日まで木花）	組合理事会 火薬代議員会
13	水	1級土木施工管理試験受験準備講習会（15日まで）		
14	木			
15	金		安全管理担当者（土木）のための リスクアセスメント教育（木花）	

県協会 会員の動き

（3月1日～31日）

【退 会】

地区（市）名	会 社 名	代 表 者 名
宮 崎	西 光 建 設 (株)	高 橋 英 弘
	(株) 平 田 建 設	平 田 文 夫
都 城	(株) 領 家 組	西 川 哲 郎
高 千 穂	石 川 建 設 (株)	石 川 幹 裕
	(株) 清 水 工 業	清 水 幸 男
	(株) 田 村 建 設	田 村 祐 司
	(株) 丸 共 工 務 店	押 方 伸 悟

宮崎県建設業協会

1. 第12回常務理事会並びに県土整備部との意見交換会を開催！

第12回常務理事会が、平成21年3月18日（水）12時より県建設会館2階「委員会室」において開催され、主な議題については下記のとおりである。

また、常務理事会終了後、14時30分より県土整備部の幹部との意見交換会が「平成21年度に向けた総合評価落札方式の検討事項について」行われた。（下記参照）

開会に伴い、永野会長が、今年度最後の常務理事会になり1年間の協力に対し謝するとともに入札制度改革の見直しに対する要望がかなえられず、平成21年度も行動を起こすべきである。今年度は、倒産50件を超え、次年度予算にしても公共投資544億円と厳しい。昨日は福岡へ出向き、物価調査会や経済調査会、国交省、ネクスコへ要望を行った。しかしネクスコは、支社長以下「工事の早期発注と経費節減を図るため厳しい」と説明あるのみで誠意は感じられなかった。一方、変則的な入札が横行し、制度だけでなくモラルの問題もあり、入札制度そのものを危惧しており、今後指導の徹底がなされるべきであると挨拶があった。



常務理事会の議題については

- 議題1 役員（理事）の欠員に伴う補充選任について
- 議題2 平成21年度県協会長表彰の推薦について
- 議題3 平成21年度事業計画及び予算案について
- 議題4 合併に伴う組織再編について
- 議題5 技士会の質疑応答集について
- 議題6 次回常務理事会の開催日時について
- 議題7 その他
 - ①入札・契約制度の改善を求める申し入れ及び全国建設業協会決議事項について
 - ②就業規則の見直し（育児・介護休業規程の制定）について
 - ③清掃委託の見直しと会議室の有料化について

について審議され、主な審議内容については、下記のとおりである。

議題1「役員（理事）の欠員に伴う補充選任について」は、西都地区から推薦のあった土木農林委員会委員の補充選任について、現総務委員会委員の「橋本和夫氏」が残任期間を兼任するということが原案どおり承認された。

議題2「平成21年度県協会会長表彰の推薦について」は、各地区建設業協会から推薦のあった表彰規程第2条「特別功労者表彰」7名、第4条「会社表彰」2社、第5条「従業員表彰」4名の推薦について、原案どおり承認された。

議題3「平成21年度事業計画及び予算案について」は、前回の常務理事会において基本的な考え方が示され、これに沿った予算編成を行ったことを説明し、全員の了承を得た。

議題4「合併に伴う組織再編について」は、県の組織再編計画で土木事務所の統廃合が計画されているが、地区建設業協会は、土木事務所の管轄地域ごとに設置することになっている。今後県協会として、この原則をもとに考え方の統一を図っていくことになった。

議題5「技士会の質疑応答集について」は、技士会会長より「土木工事質疑応答集」の原稿が完成し、印刷段階に入った。この応答集の発行記念として400名規模のフォーラムを開催するので、各地区とも協力をいただいて、バス仕立てで参加をお願いしたいと説明があった。

期日 平成21年5月19日（火）13：30～

場所 宮崎市民プラザ オルブライトホール

基調講演「更なる地域建設業の発展を目指して」

国土交通省九州地方整備局 森北企画部長

パネルディスカッション

演題「土木質疑応答集が意味するもの」

コーディネーター宮崎大学 中澤工学部長

パネリスト国交省、宮崎県県土整備部長等

議題6「次回常務理事会の開催日時について」は、4月15日（水）13：30開会と決定した。

議題7「その他」として、①入札・契約制度の改革を求める申し入れ及び全国建設業協会決議事項について」別紙配付資料に基づき、自民党県議会中村幸一会長以下3役で、知事へ申し入れた文書で説明。②「就業規則の見直し（育児・介護休業規程の制定）について」及び③「清掃委託の見直しと会議室の有料化について」は、事務局が説明を行い了承され、14時10分、すべての議題を協議し、終了した。

このあと引き続き、午後2時30分から、5階会議室において、県土整備部児玉技術次長、管理課佐野課長補佐、技術企画課満留課長補佐以下2名計5名参加のうえ、県協会役員との「平成21年度に向けた総合評価落札方式の検討事項について」意見交換がなされ、次年度に向けて下記項目について検討をお願いしたい旨県より要望があった。

- ①平成21年度の試行規模
- ②適用区分の見直し
- ③評価項目・配点等基準の見直し
- ④加算点の見直し



2. 県議会（自由民主党）と県協会常務理事会との意見交換会を開催！

（社）宮崎県建設業協会の常務理事会は、去る3月5日（木）、宮崎県議会3階「第4委員会室」において、県議会議員自由民主党所属27名と意見交換を行った。

景気の悪化により、緊急経済対策の一環で九州各県が最低制限価格を90%に引き上げ、宮崎県も兼ねてから要望している最低制限価格の90%以上への再引き上げについて、再度要望した。

また、現行の入札参加区分においては、公共工事が減少している中で、それぞれの地域で社会貢献度の高い地元業者の受注が困難であることや、応札に当たって必要以上に価格競争を煽っていることなどから、適正な地域要件（エリア）の設定をお願いした。



3. 九州地方整備局と県協会常務理事会との意見交換会を開催！

（社）宮崎県建設業協会の常務理事会は、去る2月27日（金）、宮崎県建設会館5階「会議室」において、九州地方整備局（企画部：森北企画部長はじめ5名、建政部：城建設産業調整官はじめ4名、宮崎、延岡河川国道事務所長、宮崎港湾事務所長）と下記の項目について意見交換を行った。

意見交換会項目

- （1）平成20年度補正予算の執行について
- （2）平成21年度の総合評価方式の見直しの方向性について
- （3）いきいき現場づくりを目指して
- （4）地域建設業緊急支援対策
- （5）建設業と地域の元気回復事業 ほか

上記項目のほか、最低制限価格90%以上への引き上げや、労務単価の見直し、総合評価落札方式（県）において若年技術者が育たないこと、建設業からの若者離れ等、活発な意見がなされた。



4. 鹿児島営繕事務所と県協会建築委員会との意見交換会を開催！

（社）宮崎県建設業協会の建築委員会は、去る3月6日（金）、宮崎県建設会館5階「会議室」において、九州地方整備局（営繕部：後藤営繕調査官、柴田技術・評価課長、建政部：益田特定市街地事業対策官）並びに鹿児島営繕事務所（田中事務所長、志出技術課長、財津総務課長）と意見交換を行った。

主な情報提供及び意見交換項目については下記のとおりである。

【情報提供】

- 1) 河川・道路・営繕関係の落札状況について
- 2) 平成21年度総合評価方式の見直しの方向性について
- 3) 工事の総合評価方式における現状の考え方について

【意見交換項目】

- 1) 公共工事において住宅瑕疵問題に係る保険料について
- 2) 過去の入札案件の工事費内訳書の公開について
- 3) 工事費内訳書で物価版等で記載のないものについて
- 4) 物価変動時における設計金額の時期の記載について



5. 建設工事受注動態統計調査（平成21年度調査）への協力依頼について

国土交通省大臣官房審議官

貴協会におかれましては、日頃より、国土交通行政に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「建設工事受注動態統計調査」は、国内建設業者の毎月の受注動向を明らかにすることを目的として国土交通省が毎月実施している統計調査で、本年4月より新統計法に基づく基幹統計調査として実施されます。また、この調査の対象者は、毎年度、当省で無作為に抽出を行っており、調査対年となった建設業者の皆様には各都道府県を通じて依頼させていただいているところです。

本調査は、国内の建設業者全体の受注動向を工事種別、職種別、地域別等に把握できる唯一の調査であり、我が国の経済・財政政策、建設行政等の重要な基礎資料として、また、信用保証協会による保証の業種指定のための基礎データとしても活用されております。特に、建設業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっている現在、建設業界の置かれている状況を客観的なデータとして公表することの意味は、極めて大きいと考えます。

しかしながら、近年、本調査の回収率が低下傾向にあり、これ以上の低下傾向が続けば、調査の精度に重大な影響が及ぶことも危惧されている状況にあります。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨につき改めてご理解を賜り、本調査の円滑な実施につきまして、今一度格段のご配慮を賜りますとともに、貴協会会員の方々へご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

建設工事統計調査概要

調査の目的

建設工事統計調査は、建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とする。

調査の対象

① 建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）

建設業者のうち国土交通大臣の指定したもの（以下「動態調査指定建設業者」という。）及び動態調査指定建設業者が受注した建設工事のうち国内で施工されるもの（年間完成工事高が比較的大きい建設業者のうち国土交通大臣の指定したもの（以下「大手指定建設業者」という。）が受注した建設工事については、海外で施工されるものも含む。）について行う。

建設工事施工統計調査において、前々年度完成工事高が1億円以上の業者から、完成工事高規模に応じた抽出率を設定して約1万2千業者を抽出している。

② 建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）

建設業者のうち国土交通大臣の指定したもの（以下「施工調査指定建設業者」という。）及び施工調査指定建設業者の施工した建設工事について行う。

大臣許可（個人・法人）及び直営事業所等 全数

知事許可 資本金（出資金） 3,000万円以上の法人 全数

「舗装」、「しゅんせつ」、「板金」及び「さく井」の許可を有する者 全数

個人及び資本金（出資金）3,000万円未満の法人 1/3～1/106

調査事項

○ 動態調査

次に掲げる事項について行う。ただし、大手指定建設業者以外の動態調査指定建設業者にあつては、⑧～⑩までの事項については、調査を行わない。

- ①建設業者名及び許可番号
- ②営業所の所在地
- ③経営組織
- ④資本金又は出資金
- ⑤国内建設工事の月間受注高
- ⑥公共機関から受注した請負契約額が1件当たり5百万円以上の国内建設工事に係る次に掲げる事項
 - イ 工事名
 - ロ 施工場所
 - ハ 発注者
 - ニ 目的別工事分類
 - ホ 工事区分
 - ヘ 工事種類
 - ト 受注形式
 - チ 請負契約額
 - リ 共同請負工事の持分額
 - ヌ 完成予定年月
- ⑦民間等から受注した国内建設工事であつて、請負契約額が1件当たり5百万円以上の土木工事又は請負契約額が1件当たり5億円以上の建築工事に係る次に掲げる事項
 - イ 工事名
 - ロ 施工場所
 - ハ 発注者
 - ニ 工事種類
 - ホ 工事区分
 - ヘ 請負契約額
 - ト 完成予定年月
- ⑧発注者別及び工事種類別の月間受注高（海外で施工されるものを含む。）
- ⑨施工場所別の月間受注高
- ⑩月間施工高及び月末の未消化工事高

○ 施工調査

次に掲げる事項について行う。

- ①建設業者名及び許可番号
- ②主たる営業所の所在地
- ③経営組織
- ④資本金又は出資金
- ⑤業態別工事種類
- ⑥就業者数
- ⑦国内建設工事の年間完成工事高
- ⑧国内建設工事の年間受注高
- ⑨有形固定資産
- ⑩兼業売上高
- ⑨建設業の付加価値額

調査の時期

○ 動態調査

毎月末日現在

○ 施工調査

決算期終了の日が3月31日である建設業者にあつては毎年3月31日現在、その他の建設業者にあつては毎年3月31日前の直近の決算期終了の日現在

調査の方法

○ 動態調査

(大手指定建設者を除く動態調査指定建設業者)

毎月末日現在までの受注状況等を翌月10日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同月20日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

(大手指定建設業者)

毎月末日現在までの受注状況等を翌月20日までに国土交通大臣に申告。

○ 施工調査

毎年7月31日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年8月31日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

記入の手引き

記入の手引きは、以下のとおりです。

記入の手引き

調査の結果

利用上の注意

○ 動態調査

調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数を各標本の調査結果に乘じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。（末回答業者は実績なしとして取り扱う。）

なお、大手50社についての受注高の詳細調査は有意抽出調査であり、母集団への復元は行わない。

○ 施工調査

調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象業者の抽出率に応じて、その逆数を乗じ、母集団である全建設業者の値に復元した値である。そのため、四捨五入の関係で、計数には不整合が生じる箇所がある。

正誤情報

建設工事施工統計調査報告の過去資料（平成14～17年度実績）については、「調査結果の概要（PDFファイル）」の「図－5 資本金階層別、業者数等の割合（建設業専業業者）」に誤り（「業者数」の資本金階層別のグラフ）がありましたので、お詫びして修正させていただきます。

公表予定

○ 動態調査

調査対象月の翌月末に速報、調査対象月の翌々月の10日頃に確報をホームページ及び印刷物により公表（大手50社は調査対象月の翌月末に公表）

○ 施工調査

3月末にホームページ及び印刷物により公表

問い合わせ先

国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室建設統計係

電話:03-(5253)-8111 内線:28-622～28-624

6. 九州地方整備局HP『いきいき現場づくり』のコーナー開設について

九州地方整備局

企画部 技術調整管理官

早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から国土交通行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

このたび、九州地方整備局のホームページに『いきいき現場づくり』のコーナーを設けました。

管理技術者などの方々から施工条件明示・ワンデーレスポンス・工事監理連絡会・工事書類の簡素化等、現場における『いきいき現場づくり』に関する意見や質問、提案、評価等を頂く窓口を開設しましたのでご活用ください。

■ 九州地方整備局では、公共工事の円滑な執行を図るために、適切な施工条件の明示やワンデーレスポンス、工事監理連絡会、工事書類の簡素化等の施策を一体的に推進する『いきいき現場づくり』に取り組んでいます。

■ 『いきいき現場づくり』は発注者と受注者相互の信頼関係や同一目標へ向けた共通認識のもと、早期に安全で良質な公共施設を利用者（住民）に提供していくことを目指すものです。

■ 『いきいき現場づくり』を実効あるものにするためには、更なる改善や工夫が必要と認識しているところです。

そこで、受注企業の現場に携わる技術者の皆様から意見や質問、改善に向けた提案、ならびに現状での評価等を頂く窓口を開設しました。

本窓口に寄せられた意見等については、回答と併せて取組み状況や方針をホームページで公開し、施策の拡充に反映させてまいります。

■ 原則として、九州地方整備局発注の工事（完成、施工中）に従事されている、又は従事された現場代理人、主任技術者、監理技術者からの意見を対象としております。

(問い合わせ先)

九州地方整備局 092-471-6331 (代表)

092-476-3546 (技術管理課直通)

企画部	技術調整管理官	ま と 的	ば 場	し ん 眞	じ 二	(内線3115)
	技術管理課長	ひ さ 久	の 野	た か 隆	ひ ろ 博	(内線3311)
	技術管理課長補佐	た 田	な か 中	み つ 満	あ き 昭	(内線3316)

7. 石綿障害予防規則及び石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程の改正について

厚生労働省労働基準局長

日ごろから労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）については、平成17年7月1日から施行されておりますが、石綿ばく露防止対策の充実等のため、「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会」における検討の結果を踏まえ、石綿則及び石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成17年度厚生労働省告示第132号。以下「規程」という。）の一部を改正しました。

つきましては、本改正の主な内容等につきましては下記のとおりでありますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正の内容、パンフレット等につきましては、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>）に掲載することとしております。

記

1 改正の概要

(1) 石綿則関係

ア 事前調査の結果の掲示（石綿則第3条関係）

建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体、破砕等の作業等、石綿則第3条第1項各号に掲げる作業を行う作業場には、石綿則第3条第1項及び同条第2項の規定により行った当該建築物等における石綿等の使用の有無に関する調査を終了した年月日並びに当該調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこととしたこと。

イ 隔離の措置を講ずべき作業の範囲の拡大等（石綿則第6条及び第7条関係）

石綿則第5条第1項第1号に規定する保温材、耐火被覆材等（以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。）の除去の作業であって、石綿則第13条第1項第1号の石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業が伴うものを、吹き付けられた石綿等の除去の作業と同様に隔離の措置を講じなければならない作業としたこと。

ウ 隔離の措置と併せて講ずべき措置（石綿則第6条関係）

隔離の措置を講じた際には、隔離された作業場所の排気を集じん・排気措置を使用すること、当該作業場所を負圧に保つこと、当該作業場所の出入口に前室を設置することを義務付けることとしたこと。また、これらと同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでないものとしたこと。

エ 隔離の措置の解除に当たり講ずべき措置（石綿則第6条関係）

隔離の措置を講じた際には、あらかじめ、石綿等の粉じんの飛散を抑制するため、隔離された作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離の措置を解いてはならないこととしたこと。

オ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用（石綿則第14条関係）

隔離された作業場所において、吹き付けられた石綿等の除去の作業に労働者を従事させる場合に使用させる呼吸用保護具を、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限ることとしたこと。

カ 船舶の解体等の作業に係る措置について（石綿則第3条、第4条、第8条、第9条、第14条及び第27条関係）

建築物又は工作物の解体等の作業に係る既定のうち、石綿則第3条（事前調査）、第4条（作業計画）、第8条（石綿等の使用の状況の通知）、第9条（建築物の解体工事等の条件）、第13条（石綿等の切断等の作業に係る措置）、第14条（呼吸用保護具の使用）及び第27条（特別の教育）について、船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等の作業についても適用することとしたこと。

(2) 規程関係

ア 石綿の有害性の科目について、その範囲に「喫緊の影響」を追加したこと。

イ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置の科目について、その範囲に「船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等の作業の方法」を追加したこと。

ウ 保護具の使用法の科目について、教育を行うべき最低限の時間を1時間に改正したこと。

2 施行日等

平成21年4月1日から施行し、及び適用することとしたこと。ただし、(1)のカ及び(2)のイについては、同年7月1日から施行し、及び適用することとしたこと。

3 その他

1の改正内容のほか、建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書（以下「検討会報告書」という。）等を踏まえ、次に掲げる事項について、石綿ばく露防止対策の充実のため、必要な対応を行うこと。

(1) 1の(1)のアの掲示については、関係労働者のみならず周辺住民にも見やすい場所に掲示することが望ましいこと。

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2第1項の規定により、事業者は安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、当該業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならないこととされていることに留意し、定期的に必要な教育を行うこと。

(3) 呼吸用保護具の使用方法等については、平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に留意の上、必要な教育を行うこと。

(4) 検討会報告書において、石綿則第3条第2項による分析の結果の記録については、統一的な様式により記録することとされたところ、平成20年度厚生労働省委託事業「石綿分析機関能力向上事業」（委託先（社）日本作業環境測定協会）において、一定の様式が示されているところであり、活用を図ること。

なお、当該委託事業の報告書については、委託事業終了後、厚生労働省ホームページに掲載することとしていることを申し添える。

(5) 石綿を含有する吹付け材、断熱材等が、損傷、劣化等によりはく落したものの取扱い作業を行うに当たっては、必要に応じ湿潤化、呼吸用保護具の着用等必要な措置を講ずること。

なお、煙突等においても石綿含有断熱材が使用されている場合があり、当該断熱材がはく落している場合があるので、炉内の灰だし作業においても留意すること。

8. 「C I I C 経営状況分析電子申請」について

登録経営状況分析機関 登録番号1
C I I C 財団法人 建設業情報管理センター
西日本支部

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当財団では経営状況分析の電子申請（略称：「C I I C 電子申請」）による受付サービスを開始することとなりました。
つきましては、下記のとおりご案内申し上げますので是非ご利用ください。
また、郵送による申請も従来通り受け付けておりますので、引き続き当財団をご利用いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 受付サービスの開始日

平成21年4月1日（水）午前9時より

2. 分析手数料

電子申請対応版「CIIC分析パック（Ver3.0）」を利用して、「経営状況分析申請書」と「財務諸表等」を作成して電子申請していただきますと、

【電子申請割引】分析手数料 12,000円（1,500円割引）
となります。

（注）「財務諸表等」のデータを入力いただけない電子申請は、割引の対象外となりますので、分析手数料は、13,500円となります。ご注意ください。

3. 「C I I C 電子申請」サービスの概要

- インターネットを利用して、当財団への経営状況分析申請が可能になります。
- 「お客様ID」と「パスワード」により「本人確認」を行います。
※ ICカードによる電子認証方式ではありません。
したがって、ICカード・カードリーダー等の事前準備は不要です。
- 「お客様ID」と「パスワード」は、「電子申請利用申込書」によりお申し込みください。
※ 登録料、利用手数料等の費用は一切不要です（通信料はお客様の負担となります）。
- 電子申請対応版「C I I C 分析パック（Ver3.0）」のご利用により、「経営状況分析申請書」と「財務諸表等」の電子データファイルが簡単に作成できます。
※ 電子申請対応版「C I I C 分析パック（Ver3.0）」は、C I I C ホームページより無料でダウンロードできます。
※ なお、従来の「C I I C 分析パック（Ver2.1）」では、電子申請はご利用できません。
- 分析申請に必要な添付書類は、PDF形式のデータにより「電子申請」が可能になります。また、FAXまたは郵送で別途お送りいただくことも可能です。
- 電子申請の受付時間は、6：00～24：00です。

4. 「C I I C 電子申請」の流れ

■ ステップ1 → 電子申請ご利用申込（最初のみ）

◎ 「C I I C 電子申請」をご利用される場合は、最初のみ事前にご利用登録の申込みが必要です。

① 「電子申請利用申込書」に、必要事項をご記入・ご捺印のうえ、当財団へご郵送ください。

※ 当財団にはじめて経営状況分析を申請される建設企業又は代理人の方で、「電子申請利用申込書」を提出される場合は、お早数ですが次の確認資料を添付してください。
・建設企業の方：建設業許可通知書の写または建設業許可証明書
・代理人の方：行政書士証票など、代理人本人を確認できる書類の写

- ② 「電子申請利用申込書」は、C I I Cホームページからダウンロードできます。
- ③ 利用登録が完了しますと、「お客様ID」と「パスワード」を記載した「利用登録完了のお知らせ」を特定記録郵便にてお客様宛にお送りします。

■ ステップ2 → 電子対応版「C I I C分析パック」のダウンロードと電子データの作成

- ◎ 電子申請対応版「C I I C分析パック (Ver3.0以降)」をC I I Cホームページからダウンロード(無料)してください。
- ① 電子申請対応版「C I I C分析パック (Ver3.0)」により、「C I I C電子申請」に使用する電子データファイルを作成してください。

■ ステップ3 → 分析手数料のお支払い

- ◎ 分析手数料は、電子申請を申し込み(データ送信)されるまでにPay-easy (ペイジー)にてお支払いください
Pay-easy以外でのお支払いを希望される場合は、最寄りの当財団支部までご連絡ください。
- ※ 「Pay-easy 支払番号取得依頼票」または「Pay-easy 支払番号取り纏め依頼票」は、C I I Cホームページからダウンロードできます。

■ ステップ4 → 「C I I C電子申請」サイトへのログイン

- ◎ 「利用登録完了のお知らせ」でご案内した「お客様ID」および「パスワード」によりログインしてください。

■ ステップ5 → 電子申請データの送信(電子申請)

- ◎ 電子申請データを当財団が受信しましたら、電子申請データ受信確認メールをお客様の登録メールアドレスにお送りしますのでご確認ください。
- ◎ 審査時に追加してご提出いただく確認資料(税務申告決算報告書等)は、PDF形式のデータにより「C I I C電子申請」にて追加送信が可能です。
また、FAXまたは郵送で別途お送りいただくことも可能です。

■ ステップ6 → 経営状況分析結果通知書のご送付

審査終了後、特定記録郵便にて経費状況分析結果通知書をお客様宛(代理人受領の場合は代理人様宛)にお送りします。

(お願い)

1. 建設企業のお客様に送付しています「経営状況分析申請のご案内」(DM)には、通常のPay-easy払込票(13,500円)が同封されています。割引価格による分析手数料をお支払いされるお客様は、DMに同封されているPay-easy払込票は使用しないでください。
別途、支払番号をお知らせします。
2. 電子申請対応版「C I I C分析パック (Ver3.0)」により、「C I I C電子申請」に使用する電子データファイル(経営状況分析申請書、財務譜表等)を作成して電子申請いただいたお客様には、次年度以降の「経営状況分析申請のご案内」(DM)には12,000円の電子申請用Pay-easy払込票を同封しますので、引き続き電子申請対応版「C I I C分析パック (Ver3.0)」を利用して電子申請をご利用ください。
3. 「九州事務所」に申請された場合、最盛期においては分析審査を早く進めるために、西日本支部から問い合わせ等をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ

C I I C財団法人 建設業情報管理センター
西日本支部 九州事務所
092-483-2841

9. 労働保険徴収法第8条第1項に規定する元請負人に係る取扱い等について

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

平素より、当課の労働保険制度の適正な運用に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設の事業が数次の請負によって行われている場合の労働保険徴収に係る取扱いについては、下請けに係る労働保険料等も一括して元請負人が事業主として労働保険料等の納付義務を負うこととなっているところですが、自ら建築主として建物の建築を請負業者に請け負わせている場合の労働保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「労働保険徴収法」という。）における元請負人の考え方について、今般改めて下記1のとおり整理し各都道府県労働局へ通知したところです。

つきましては、住宅の建設等の際に発注者であるものの労働保険料等を納めていただいていた事業場については還付対象となる可能性がありますので、貴協会傘下の事業場等へ下記の点について周知いただきますよう御協力方お願いいたします

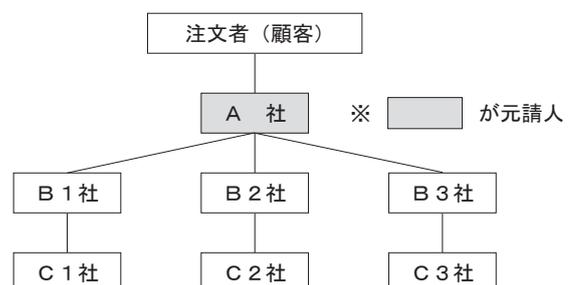
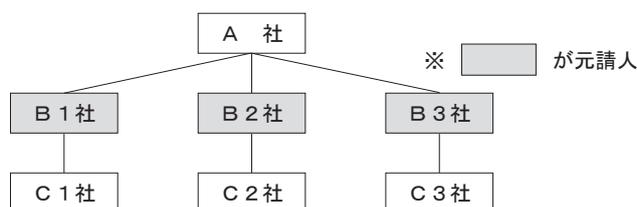
記

- 1 自ら建築主として建物の建築を請負業者に請け負わせている者（建売住宅業者）は発注者とし、当該発注者と請負契約を締結した事業主が労働保険徴収法第8条第1項に規定する元請負人となり労働保険料等の納付義務を負うこととなります。この場合、当該発注者が施工管理を行っているかどうかは問わず、当該工事の請負関係によって判断することとなります。
- 2 すなわち、建設着工時に建築主である事業主が発注者となり、発注者と請負契約を締結した事業主が、労働保険徴収法上の元請負人となります。
- 3 従前、上記1における発注者を元請負人として取扱い労働保険料等を納付頂いていた事例があることから、この取扱いに該当する場合には、既に納付いただいた平成18、19年度分労働保険料等のうち、**発注者として行われた工事に係る労働保険料等が還付対象となる可能性があります。**
- 4 このため、既に納付いただいた労働保険料等に着工時において建築主であった工事が含まれている事業主様におかれては、**管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署あてご連絡をいただくようお願いいたします。**
- 5 なお、上記1に該当するか否か及び還付となる労働保険料等の額について確認させていただく必要があることから、建築基準法に基づく**確認済証**や既に納めていただいた**労働保険料等の額の内訳**等についての提出をお願いすることとなりますのでご承知おきください。
- 6 労働保険料等の還付に係る**時効は2年**と規定されていることから、平成18年度分労働保険料等に還付対象となる労働保険料等が含まれている場合は、**早急にご連絡をいただきますようお願いいたします。**

今後の元請負人に係る取扱例

(例1) 住宅建築着工時に買主が決まっていない場合
→ A社が発注者となり、B1～3社が元請負人となる。
この場合、A社による施工管理の有無は問わない。

(例2) 住宅建築着工時に買主が決まっている場合
→ 注文者が発注者となり、A社が元請負人となる。



雇用改善コーナー

1. 次世代育成支援対策推進法が改正されました！

我が国における急速な少子化の進行等の現状にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域や職場における、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が、平成20年12月3日に法律第85号として公布され、次世代育成支援対策推進法の一部が改正されました。(以下「改正次世代法」という。)

改正次世代法（一般事業主関連部分）のポイントについては、以下のとおりです。

改正次世代法のポイント

1. 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、従業員101人以上の企業は義務（※101以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務）、100人以下の企業は努力義務となります。(平成21年4月1日施行)

	現 行	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上企業	規定なし	義 務	義 務
101人以上300人以下企業		努力義務	義 務
100人以下企業			努力義務

※ 義務及び努力義務の規定はそれぞれ上欄に掲げる日以降に策定又は変更した行動計画について適用されます。なお、平成21年3月31日までに届け出た行動計画については、義務ではありませんが自ら公表、周知することを妨げるものではありません。

2. 行動計画の届出義務企業の拡大（従業員101人以上企業へ）

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大されます。(平成23年4月1日施行)

	現 行	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義 務	義 務
101人以上300人以下企業	努力義務	義 務
100人以下企業		努力義務

- ◆ 改正次世代法及び行動計画の策定・届出に関するお問い合わせは
宮崎労働局雇用均等室 TEL 0985—38—8827まで
- ◆ 行動計画の策定については、最寄りの次世代育成支援対策推進センターでも相談に応じています。
次世代育成支援対策推進センター一覧：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dantai.html>
- ◆ 行動計画の策定及び認定企業一覧については厚生労働省ホームページをご覧ください。
行動計画の策定について：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>
認定企業について：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/index.html>
- ◆ 行動計画を公表する際には、企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組を紹介するサイト「両立支援のひろば」をご活用ください。両立支援のひろば：<http://www.ryouritsushien.jp/>

2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい 職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円/1人1日(6日分を限度))

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

3 高齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高齢労働者等に配慮した処遇制度(継続雇用制度等)や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は随時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例えは ●1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 など
にその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

6 社会保険労務士等の利用

- 例えは ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその
経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費	
300,000円…①	300,000円×1/2=150,000円…④
シャワー室の設置経費	
65,000円(※イ)×6ヶ月=390,000円…② (※イ)=1ヶ月当たりの賃借料	390,000円×1/2=195,000円…⑤
雇用管理研修の受講経費	
10,000円(※ロ)×1日間×2名=20,000円…③ (※ロ)=受講者(雇用保険の被保険者)の通常の賃金日額	10,000円(※ハ)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※ニ)のため 5,000円(※ニ)×1日間×2名=10,000円…⑥ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 710,000円 (①+②+③)	助成額 355,000円 (④+⑤+⑥)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
第2種(経費助成)	
100,000円(※イ)×5名=500,000円…① (※イ)=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
第4種(賃金助成)	
9,000円(※ロ)×6日間×2名=108,000円 10,000円(※ロ)×6日間×1名=60,000円 11,000円(※ロ)×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② (※ロ)=受講者(雇用保険の被保険者)の通常の賃金日額	10,000円(※ハ)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※ニ)のため 5,000円(※ニ)×6日間×5名=150,000円…④ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 800,000円 (①+②)	助成額 500,000円 (③+④)

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技連マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の間隔の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

宮崎県ダンプカー協会

1. 平成21年春の全国交通安全運動

1. 宮崎県交通安全スローガン

交通安全 ゆずる優しさ 待つゆとり

2. 期 間

平成21年4月6日（月）から平成21年4月15日（水）まで
交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

3. 運動の基本

「子どもと高齢者の交通事故防止」

- 1 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 交差点マナーアップの推進（宮崎県独自）
- 5 セーフティエコドライブの推進（宮崎県独自）

4. 運動の重点目標

- 1 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
シートベルト着用に係る改正道路交通法の施行に伴い、活発な啓発活動を展開するとともに、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進する。
 - (1) 改正道路交通法の施行により、全ての座席のシートベルト着用が義務化されたことの周知と着用の徹底
 - (2) シートベルトとチャイルドシートの善用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進
 - (3) チャイルドシートの安全性能に関する情報提供
 - (4) 体格に合ったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底
- 2 自転車の安全利用の推進
自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を期するため、次の項目を推進する。
 - (1) 「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日交通対策本部決定）にある「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等による自転車のルールを遵守した安全利用の促進及び自転車の通行方法に係る改正道路交通法の改正点の周知
 - (2) 自転車の安全性の確保
 - (3) 交差点、自転車道、歩道、駅周辺・商店街等における交通安全総点検の促進

3 飲酒運転の根絶

道路交通法の改正により飲酒運転に係る罰則が強化され、また、国及び地方公共団体を始めとする関係機関・団体等は、その根絶に向けて広報・啓発活動を強化推進しているところである。

さらに平成19年12月には、常習飲酒運転者対策推進会議にて「常習飲酒運転者対策の推進について」を決定し、その対策を強化推進することとした。

これら趣旨に沿い、広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、運転者の交通安全意識の高揚を図り、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進する。

- (1) 地域、職場、家庭等における飲酒運転を許さない環境づくりの促進
- (2) 各種広報媒体の活用による飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進
- (3) 酒酔い運転等の欠格期間の延長を始めとする飲酒運転に対する行政処分の強化（平成21年6月1日施行）についての周知徹底
- (4) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- (5) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- (6) 交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等による飲酒運転根絶気運の醸成
- (7) 自動車運送事業者の営業所等におけるアルコール検知器の普及及びその適正な活用促進

4 交差点マナーアップの推進（宮崎県独自）

全事故の約6割を占める交差点及びその付近における交通事故を防止するため、次の項目を推進する。

- (1) 交通事故多発交差点や通学路、生活道路等の危険箇所における「止まって確認」の実践と「イエローストップ」運動の展開
- (2) 県、市町村、保育所、幼稚園、学校、警察、交通安全協会等関係機関・団体が連携した、地域ぐるみによる住民参加型の「交差点マナーアップ」運動の展開
- (3) テレビ・ラジオ等各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進

5 セーフティエコドライブの推進（宮崎県独自）

宮崎県における交通事故の原因では、漫然運転が約7割を占めている。

この漫然運転を防止する効果が高く安全運転につながる「エコドライブ」の普及を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 「エコドライブ10のすすめ」の励行
- (2) 各種広報媒体の活用による広報啓発活動の推進
- (3) 事業主・安全運転管理者に対する研修会等の計画的な開催による安全運転管理の強化

平成21年春の全国交通安全運動についてのお問い合わせ…

宮崎県交通安全対策推進本部事務局

（宮崎県県民政策部 生活・協働・男女参画課内）

TEL 0985-26-7054

2. 平成21年度1・2級土木施工管理技術検定試験の「願書受付」について

平成20年度の1・2級土木施工管理技術検定試験の願書受付が始まりました。
受付期間が短いので、手続きを忘れないように早目にしてください。

この技術検定試験は土木工事に従事する施工管理技術者の技術の向上技術水準の確保を図る目的として建設業法第27条の定めにより設けられた技術検定制度であります。

この資格を取得されますと、土木工事現場における工程管理、品質管理、安全管理、原価管理など工事の施工に必要な技術上の管理を適切に行うことができます。

この国家資格がないと「建設土木工事」を行うことは出来ません。

受付期間 平成21年4月1日～平成21年4月15日

詳しいことは宮崎市橘通東2丁目9番19号
宮崎県土木施工管理技士会へ（TEL 0985-31-4696）

3. 平成21年度『監理技術者の講習会』の日程について

建設業法の一部改正により、平成16年3月1日より講習を受講しなくても「監理技術者資格者証」が更新のみで交付されるようになりました。（但し、公共事業を施工される方は今までどおり受講しなければなりません）平成21年度も昨年に引き続き宮崎県土木施工管理技士会主催で下記のとおり4回開催いたしますので、自分の都合のいい日に受講してください。

日 程	会 場
① 平成21年5月20日（水）	「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市学園木花台
② 平成21年8月5日（水）	〃
③ 平成21年11月18日（水）	〃
④ 平成22年2月10日（水）	〃

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

「法第26条」

平成20年4月1日から建設業法施行規則の施行に伴い、経営事項審査での監理技術者講習会受講者には「6点」加点されるなど、監理技術者を対象とした優遇評価や技術力評価に向けた法改正が出てきております。また、Z（技術力評価）における技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限されるほか、1級施工管理技術者のうち未受講者は「5点」と2段階で評価されるようになった。

4. 平成21年度建設業従事者の研修会について

平成21年の新しい年度を迎えました。私たちを取り巻く環境は、社会資本整備の縮減や行財政改革、入札改革と依然として厳しいものがあります。今年度は上向きに上昇してもらいたいものです。われわれ技術者は自己啓発に努め、いつでも現場へ出られる態勢を整えておきましょう。

毎年建設業関連に従事している方々の研修を（財）宮崎県建設技術推進機構により行っております。そして多くの方々が受講され、その成果を現場で職場であげているところであります。

今年度も、下記のとおり日程・研修内容等の計画がなされております。自分の受講したい科目を選んで参加して下さい。

平成21年度 研修計画（案）

一 般

月	日	研 修 内 容	受 講 対 象 者
4	17	監理・主任技術研修	建設・法面・造園等の社員
5	14～15	測量研修	建設・法面・造園・地質業の民間技術者
5	26～27	土木施工管理研修	建設・法面・造園業の現場代理人
6	16～17	構造物研修	建設・法面・地質・測量設計業の民間技術者
7	2～3	橋梁研修	測量・地質の民間技術者
7	10	会計検査対策研修	測量設計業の民間技術者
8	5	法面研修	建設・法面の民間技術者
10	1～2	地質研修	建設・法面・造園・地質業の民間技術者
10	8～9	舗装研修	建設の民間技術者
11	12～13	景観研修	測量設計業の民間技術者
計		10講座10回	

CALS/EC

日 程	研 修 内 容	受 講 対 象 者
6 23～26	電子納品研修	建設・法面・造園・地質・測量設計業の民間技術者
8 20～21	電子入札研修	測量設計業の民間技術者
11 18	電子納品研修	建設・法面・造園業の民間技術者
11 26	電子納品研修	建設・法面・造園業の民間技術者
計	3講座8回予定	

その他

日 程	研 修 内 容	受 講 対 象 者
7 15	建設業関連（経審・許可）	建設・法面・造園・地質・測量設計業の民間技術者
		建設・法面・造園・地質・測量設計業の民間技術者
7 23	建設業関連（経審・許可）	建設・法面・造園・地質・測量設計業の民間技術者
		建設・法面・造園・地質・測量設計業の民間技術者
計	2講座4回予定	

（注－1） 人数制限がありますのでご注意ください。

（参 考） 入札参加資格審査における技術等評価数値での「研修会等の受講」に出席した場合は1講座当たり「1点」が加算されます。

良識はこの世で最も公平に分配されているものである

建退共

1. 建退共手続きについて（よくある質問等）

3. 『証明書の手続きについて』

- ・証明には2種類あります……証明書には【経営事項審査申請用】と【入札指名資格申請用】があります。
- ・必要書類を提出して下さい……証明発行時は証明書の他に手帳受払簿・証紙受払簿・掛金収納書・受領書・手数料等が必要です。必要書類が揃っていない場合は、証明書の発行ができないこともあります。

4. 『退職金請求の手続きについて』

- ・請求可能な日数について……通常の請求は2冊目が貼り終わった時点から請求できます。（2冊目終了=500日分以上貼付）しかし、死亡した場合は1冊目が貼り終わっていれば遺族の方に退職金をお支払いいたします。
- ・退職金の請求について……基本的には退職金の請求は建設業の業界を退職した場合に行います。次の会社へいく場合は手帳を持参して、続けて掛けてもらって下さい。
- ・請求書用紙について……現在、使用できる請求書は様式第7号の請求書のみです。この用紙はOCR化に伴い、19年4月より変更されました。退職金支給の手続き期間が約1ヶ月に短縮されました。
- ・請求書の記入について……請求書のOCR化に伴い、自動読取処理を行いますので、枠内にはっきりと黒のボールペンで記入して下さい。訂正する場合は、修正液は使わず、二重線で抹消し、訂正印を押印の上、枠外に正しい字を記入して下さい。
- ・退職金の振込先について……退職金は被共済者の口座にのみ振込となります。（死亡の場合は遺族の方に支給）会社や配偶者の口座に振り込むことはできません。なお、本人に対しては、退職金を支払う際に発行する退職金振込通知書で、雇用されていた事業主に受領した旨を連絡するよう、お願いしています。
- ・退職金額の試算について……退職時や現時点での退職金の試算をする場合は建退共のホームページ内で計算する事ができます。インターネットの検索のところに『建退共へようこそ』と入力していただくと、建退共のホームページが表示されます。
- ・労働者が破産した場合……中小企業退職金共済法には破産に関する規定はなく、被共済者が退職金の支給を受ける権利は差し押さえることができないことになっています。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 濟 契 約 者 数	被 共 濟 者 数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (1月分)
							冊	件	千円
1月末計		社 3,424	名 47,884	前年度累計		355,150	37,594	21,004,125	109,692,908
加 入		19	291	当 月 分		750	170	159,283	48,171
脱 退		13	185	本 年 度 分		8,984	2,077	1,676,683	600,266
2月末計		3,430	47,990	累 計		364,134	39,671	22,680,808	110,293,174

注：掛金収納額は21.1月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（2月分）

1. 適用

(平成21年2月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
366社	4,139人	647人	4,786人

2. 給付

裁定状況

(平成21年2月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	10	5,003,200	85	46,609,800
第2種退職年金	31	8,778,500	345	65,129,500
選択一時金	15	9,786,300	125	83,378,300
脱退一時金	45	7,100,200	394	77,295,000
遺族一時金	1	272,100	11	5,196,200

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成21年2月末現在)

信託資産	11,889,591,705 円
合 計	11,889,591,705 円

建 災 防

1. 足場関係の労働安全衛生規則改正について

今回、足場等からの墜落等の対策強化を図るため、**足場、架設通路、及び作業構台からの墜落防止措置**に関し、労働安全衛生規則の一部が改正され、平成21年6月1日から施行されます。

このために当協会支部におきましては、労働安全衛生規則の一部改正に伴う「足場の組立て等作業主任者技能講習修了者」を対象とした「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を特別に計画致しましたので、この機会に受講されるようお願い致します。

なお、「改正のあらまし」は次のとおりですが、「**足場の組立て等作業主任者能力向上教育**」の日程及び内容等については、会員の皆様には別途御案内いたしますが、当協会支部ホームページ（建災防宮崎県支部でアクセスできます）にも掲載しています。

改正のあらまし

I 足場からの墜落防止措置等の充実

- ・足場の種類に応じて次の墜落防止措置が必要になります。

※わく組足場

交さ筋かい下部のすき間からの墜落を防止するため、交さ筋かいに加え、「下さん」や「幅木」等の設置、又は「手すりわく」の設置

※わく組足場以外の足場（一側足場を除く）

手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ85センチメートル以上の手すり」に加え「中さん」等の設置

- ・物体の落下防止措置として、「幅木」「メッシュシート」「防網」の設置等が必要になります。

II 足場の安全点検等の充実

足場の点検について次の措置が新たに求められます。

- ・当日の作業開始前に「手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検」の実施
- ・悪天候等後に実施する点検内容等の記録とその保存

※ 足場と同様に架設通路や作業構台についても改正され、所要の規定が設けられます。

2. 石綿障害予防規則改正について

今回、建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等の充実を図るため、石綿障害予防規則の一部が改正され、平成21年4月1日から施行されます。

なお、「主な改正点」は次のとおりですが、「石綿特別教育」の日程及び内容等については、当協会支部ホームページに掲載しています。

石綿障害予防規則の主な改正点

平成21年4月1日施行

- (1) 石綿特別教育の教育時間の追加
(4時間→4時間30分)
- (2) 吹き付けられた石綿等の除去の作業における電動ファン付き呼吸用保護具等の使用の義務付け
- (3) 隔離の措置を講ずべき作業の拡大と作業場所での隔離措置の充実
- (4) 隔離の措置の解除に当たり講ずべき措置の追加
- (5) 事前調査結果の掲示の義務付け
- (6) 鋼製の船舶の解体等の作業において講ずべき措置の追加 (※平成21年7月1日施行)

平成18年9月1日に施行された事項

- (1) 吹き付けられた石綿の封じ込め、囲い込み等の作業に係わる措置
- (2) 天井裏、エレベーターの昇降路等における臨時的作業措置
- (3) 使用した工具等の付着物の除去
- (4) 作業記録の保存期間の延長 (30年→40年)

3. 死亡者数の過去最少記録の樹立について！

宮崎県における平成20年の建設業における死亡者数は、1名で「過去最少の死亡者数」を樹立致しました。(過去の最少記録数は平成17年の4名)

このことは、宮崎労働局及び国、宮崎県を始めとした工事発注機関のご指導並びに会員事業場の皆様方を始めとした関係者等のご努力等によるものと高く「評価」されます。

会員事業者の経営者の皆様方におかれましては、引き続き、経営者自らの現場パトロールの実施及び当協会支部が実施する教育等を社員に受講させて頂いて、死亡災害ゼロを目指したさらなる労働安全衛生水準の向上をお願いします。

4. 当面の各種技能講習等の開催予定について

開催日	講習等名	開催場所
4月2日	安全管理担当者(建築)のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
4月3日 ～4日	小型車両系建設機械(整地・掘削)運転特別教育	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1 (駐車場有)
4月10日 ～12日	高所作業車運転技能講習(一部免除資格者)	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1 (駐車場有)
4月14日 ～15日	足場の組立て等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
4月16日 ～18日	車両系建設機械(整地・掘削)運転技能講習	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1 (駐車場有)
4月21日 ～22日	職長・安全衛生責任者教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
4月23日 ～24日	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地 (駐車場有)
4月28日	振動工具(チェーンソー以外)取扱い作業従事者安全衛生教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
5月12日 ～14日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
5月14日 ～16日	車両系建設機械(整地・掘削)運転技能講習	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1 (駐車場有)
5月15日	安全衛生担当者(土木)のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
5月19日 ～20日	足場の組立て等作業主任者技能講習	都城建設会館 都城市北原町26街区13号 (駐車場有)
5月22日 ～24日	不整地運搬車運転技能講習(一部免除資格者)	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1 (駐車場有)

開催日	講習等名	開催場所
5月26日	低圧電気取扱い業務特別教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
5月27日 ～28日	職長・安全衛生責任者教育	都城建設会館 都城市北原町26街区13号 (駐車場有)
6月2日 ～4日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地 (駐車場有)
6月9日 ～10日	足場の組立て等作業主任者技能講習	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地 (駐車場有)
6月11日	安全管理担当者（設備）のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
6月12日 ～14日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1 (駐車場有)
6月16日 ～17日	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
6月18日 ～20日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1 (駐車場有)
6月23日	酵素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
6月26日	車両系建設機械（解体用）運転技能講習	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1 (駐車場有)
7月2日	ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
7月3日 ～4日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
7月7日	有機溶剤業務従事者安全衛生教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
7月8日 ～9日	職長・安全衛生責任者教育	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地 (駐車場有)
7月13日 ～14日	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
7月16日 ～18日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1 (駐車場有)
7月22日	安全管理担当者（設備）のためのリスクアセスメント教育	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地 (駐車場有)
7月24日	現場管理者統括管理講習（統括安全衛生責任者）	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
7月29日	労働安全衛生規則の改正に伴う足場の組立て等作業主任者能力向上教育	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地 (駐車場有)
8月4日	振動工具（チェーンソー以外）取扱い作業事業者安全衛生教育	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地 (駐車場有)
8月7日	低圧電気取扱い業務特別教育	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地 (駐車場有)
8月10日	労働安全衛生規則の改正に伴う足場の組立て等作業主任者能力向上教育	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
8月11日	「土止め先行工法」講習	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
8月18日 ～19日	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
8月20日 ～21日	建築物の鉄骨組立て等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 (駐車場有)
8月21日 ～23日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1 (駐車場有)
8月25日	安全管理担当者（土木）のためのリスクアセスメント教育	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地 (駐車場有)

火 薬 協 会

1. 火薬関係の資格試験日程について

平成21年度の火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）、火薬類製造保安責任者試験（丙種）は、下記の日程で実施されます。

(1) 甲種、乙種、丙種試験の日程

○願書受付 平成21年6月23日（火）から同年7月2日（木）

○試験日 平成21年8月23日（日）

○試験場所 宮崎サザンビューティ美容専門学校（宮崎市老松2丁目1-17）

(2) 受験用の火薬関係法令集、火薬管理技術学、試験問題集は、協会で販売しています。

(3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会にお問い合わせください。

受験願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備しています。

※ 試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申し込んでください。

2. 受験対策講習会の開催について

(1) 開催場所 宮崎県建設会館5階会議室

(2) 開催月日 平成21年7月16日（技術）、17日（法令）

※ 養成講習は、有料で事前申込みが必要です。

合 格 へ の 早 道

昨年までの試験結果では、受験対策講習の受講者と未受講者の合格率に大きな差があります。昨年の試験結果は、次のとおりです。

区 分	養成講習受講者	養成講習未受講者	合 計
受験者総数	33名	65名	98名
合格者数	15名	26名	41名
合格 率	45%	40%	42%

※ 問い合わせ先 宮崎県火薬保安協会（TEL 0985-25-4678）

保 安 教 育 学 ん で な く そ う 火 薬 事 故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成20年度	539	51.4%	11,211	▲15.0%	4,915	▲7.6%	137,350	▲5.0%
平成19年度	356	▲18.9%	13,190	32.2%	5,321	▲11.4%	144,518	▲12.9%
平成18年度	439	▲63.5%	9,980	▲52.3%	6,004	▲9.8%	165,887	2.7%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

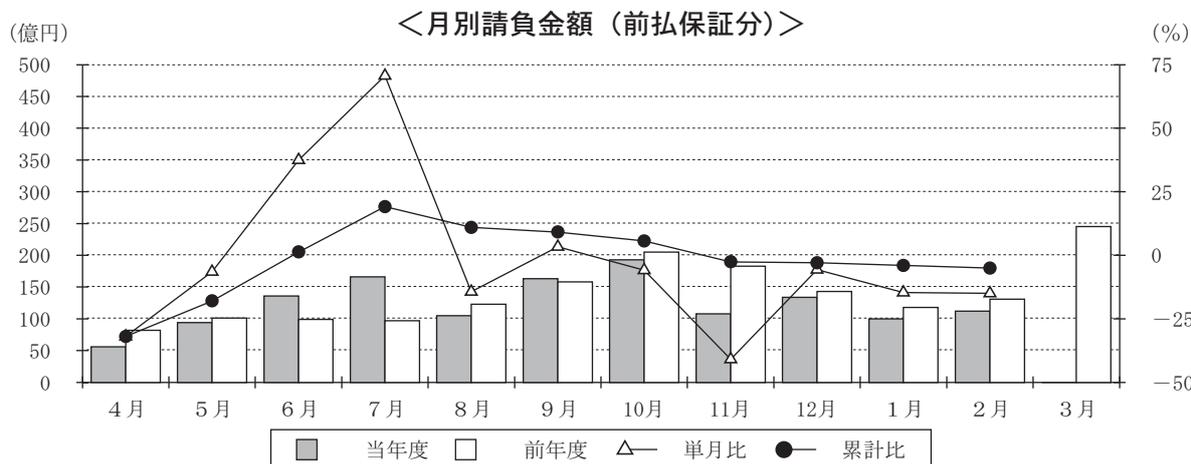
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	24	2,831	▲62.1%	25.3%	424	36,842	9.4%	26.8%
独立行政法人等	7	1,958	2462.7%	17.4%	69	13,182	30.9%	9.6%
県	348	4,759	16.6%	42.5%	1,826	41,666	▲15.8%	30.3%
市 町 村	154	1,530	4.9%	13.7%	2,545	42,418	▲12.1%	30.9%
そ の 他	6	130	25.8%	1.1%	51	3,239	6.8%	2.4%
計	539	11,211	▲15.0%	100.0%	4,915	137,350	▲5.0%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	101	3,603	48.8%	32.2%	1,071	34,298	7.0%	25.0%
高 岡	18	473	207.2%	4.2%	168	4,441	31.9%	3.2%
西 都	33	561	631.9%	5.0%	247	5,072	32.0%	3.7%
高 鍋	24	416	▲69.6%	3.7%	230	7,546	▲22.1%	5.5%
日 南	42	923	▲54.7%	8.2%	428	12,462	54.3%	9.1%
串 間	18	109	▲32.1%	1.0%	182	2,982	▲28.6%	2.1%
都 城	35	567	15.1%	5.1%	625	13,687	▲26.3%	10.0%
小 林	49	662	18.5%	5.9%	455	9,841	18.4%	7.2%
日 向	123	1,340	▲20.6%	12.0%	694	18,441	▲16.2%	13.4%
延 岡	51	2,236	▲39.5%	19.9%	506	22,347	▲19.0%	16.3%
西 臼 杵	45	315	▲40.3%	2.8%	309	6,227	▲8.8%	4.5%
計	539	11,211	▲15.0%	100.0%	4,915	137,350	▲5.0%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 平成21年度前期技能検定受検案内

技能検定は、職業能力開発促進法に基づいて、働く人達の技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。

合格者には特級・1級及び単一等級については厚生労働大臣の、2級・3級については、県知事の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

〔実施日程〕

項目	日程	備考	
申請受付	平成21年4月2日(木)から " 4月15日(水)まで	郵便の場合は4月15日の消印があれば有効です。	
試験日通知	平成21年6月15日(月)予定	6月22日までに届かない場合は協会へ連絡してください。	
実技試験	問題公表	平成21年6月1日(月) 受検者あてに送付します。(ただし、公表される職種のみ) 6月15日までに届かない場合は協会へ連絡してください。	
	実施	平成21年6月下旬から " 9月13日(日)まで 受検表により通知します。	
学科試験	平成21年7月26日(日)	集合時間	園芸装飾(3級)、機械加工(3級)
		10:00	
	平成21年8月23日(日)	13:00	造園(3級)、機械保全(3級) 電子機械組立て(3級)、フラワー装飾(3級)
		09:30	造園(1・2級)、サッシ施工、塗装
	平成21年8月30日(日)	13:00	プラスチック成形、とび、防水施工
		09:30	機械加工(1・2級)、鉄工、建設機械整備 内装仕上げ施工
	平成21年9月6日(日)	13:00	電子機器組立て(1・2級)、婦人子供服製造 家具製作、家具製作、左官、畳製作
		09:30	園芸装飾(1・2級)、放電加工、仕上げ 電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工、表装
	平成21年	13:00	建築板金、路面標示施工、フラワー装飾(1・2級)
		8月28日(金) ※3級のみ	合格者については、合格発表日に宮崎県庁正門及び宮崎 県職業能力開発協会の掲示板に受検番号を掲示します。 ※合格発表は、発表日より県庁ホームページでもご覧に なれます。(http://www.pref.miyazaki.lg.jp/)
	合格発表	10月2日(金) ※1級・単一等級・2級	
	合格証書交付	平成21年11月予定	

2. 技能五輪宮崎県大会案内

- 技能五輪大会は青年技能者に努力目標を与え、わが国の技能水準を高めるとともに、技能者の社会的評価及び地位の向上を図ることを目的としています。
- 県の大会で優秀な成績を修めた方は、第47回技能五輪全国大会（茨城大会）に出場できます。

【競技職種及び参加手数料】

職 種（作業名）	参加料	職 種（作業名）	参加料
機械加工（普通旋盤）	16,500円	婦人子供服製造（婦人子供注文服製作）	14,200円
機械加工（フライス盤）	16,500円	家具製作（家具手加工）	16,500円
鉄工（構造物鉄工）	16,500円	建具製作（木製建具手加工）	16,500円
仕上げ（金型仕上げ）	16,500円	左官（左官）	16,500円
仕上げ（機械組立仕上げ）	16,500円	タイル張り（タイル張り）	16,500円
電子機器組立て（電子機器組立て）	16,500円	フラワー装飾（フラワー装飾）	16,500円
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て）	16,500円		

【参加資格】

日本国籍を有し、昭和61年1月1日以降に生まれた方（23歳以下）。

【申込期間】

平成21年4月2日（木）～平成21年4月15日（水）

【申込方法】

- ・申込みは技能検定受検申請の方法と同じ手続きです。
- ・全国大会の参加を希望される方は、必ず技能検定受検申請書に記入して下さい。

【日 程】

日程は、平成21年6月下旬から平成21年9月13日（日）までの間に実施します。詳細については、後日参加者あて通知します。

【大会内容】

- ・大会は、実技のみ行います。
- ・実技課題は技能検定の2級の課題と同じもの（P10からの実技試験問題の概要参照）です。

【特 典】

この大会において、一定の成績を修めた方には「技能証」が交付され、2級の技能検定を受検する際永久に実技試験が免除されます。

【申 込 先】

宮崎県職業能力開発協会 技能検定課

〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4-3 電話 0985-58-1570

安心、ひろがる。

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

法定外労災補償制度 建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>